

令和8年4月17日
教育委員会学校人事課
義務教育人事係 内線：4593

臨時代理の承認について（群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則について）

学校人事課

1. 改正内容

群馬県公立学校等会計年度任用職員について、年次有給休暇以外の休暇に係る規則を一部改正する。

○改正の要点

- （1） 特別休暇のうち、地震、水害、火災その他の災害により学校職員が勤務しないことが相当であると認められるときの要件を拡大
- （2） 現行では無給の休暇となっている「骨髄等ドナー休暇」、「育児時間」、「子の看護等休暇」及び「短期介護休暇」を有給の休暇とする

2. 施行期日

○令和8年4月1日